

# 公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

## 常勤理事の公募について

### 1. 公募を実施する法人

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

### 2. 公募する常勤理事の役職

常勤の業務執行理事（専務理事）候補者1名

### 3. 任期

令和3年度定時評議員会（6月24日）終結時から令和5年度定時評議員会終結の時まで（再任の場合あり）

### 4. 職務内容

別紙「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会の概要及び常勤理事の職務内容」のとおり

### 5. 選考方法

#### (1) 一次選考（書類選考）

応募書類を審査し、面接候補者を選考します。

#### (2) 二次選考（面接審査）

- ・一次選考合格者に、当協会理事長が委嘱した選考委員会委員による面接を行い、常勤理事（業務執行理事）候補者を決定します。なお、**面接は令和3年5月中下旬を予定**しています。（詳細な日程等は、一次選考合格者に通知します。）
- ・面接においては、業務執行理事としての理念やその実現に向けた方法、今後の法人経営の方向性に関する抱負などの質問を行います。

#### (3) 理事会、評議員会における選定等

- ・常勤理事（業務執行理事）候補者に選任された場合には、当協会の理事会において評議員会への理事候補者として決定した後、評議員会において理事として選任が行われます。選任後の理事会において、互選により、専務理事として就任して頂くこととなります。この**結果は、令和3年6月下旬に本人に通知**します。

### 6. 応募方法

#### (1) 公募期間

**令和3年3月30日（火）～令和3年4月30日（金）**

#### (2) 応募資格等

別紙「3. 必要な資格、経験等」のとおり。

#### (3) 応募書類

①**様式1**を用いて次の事項を記入の上、最近3か月以内に正面撮影した顔写真（4 cm×4 cm）を添付して下さい。

- ・最終学歴
- ・職務経歴（会社（団体）名、所属部課名、職務内容等を記入して下さい）
- ・連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

②**様式2**を用いて、横書き2,000字以内で応募の理由、自らが公募ポストに適任であるとする理由、就任後の抱負等をまとめてください。

③**様式3**を用いて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する理事等の欠格事由に該当しないことの証明書としてください。

※**様式1** **様式2** **様式3**をクリックすると、それぞれの様式（word）が開きますので、保存（ダウンロード）してお使いください。

## 7. 応募書類の提出先

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-136

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会 総務担当宛

※応募書類は、封筒に「応募書類在中」と朱書きのうえ、書留郵便により4月30日まで（消印有効）にお送りください。

## 8. 個人情報の取扱

応募書類に記載された情報は、公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会常勤理事（業務執行理事）採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

## 9. 応募に関する問合せ先

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会審議役 三谷彰一

電話：06-6915-4500（代）

電子メール：2021koubo@expo-cosmos.or.jp

## 10. その他

- ①応募書類は返却しません。
- ②応募に係る費用は全額応募者負担とします。

## 別 紙

### 公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会の概要及び常勤理事の職務内容

#### 1. 法人の概要

##### (1) 法人名

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会

##### (2) 所在地

大阪市鶴見区緑地公園2番136号

##### (3) 設立年月日

平成3年11月1日（農林大臣・国土交通大臣認可）

平成25年4月1日公益財団法人へ移行（内閣府認定）

##### (4) 設立目的

潤いある豊かな社会の創造に寄与することを目的として、大阪・鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会の基本理念である「自然と人間との共生」を発展・継承につながる事業を実施すること。

##### (5) 主な事業

①顕彰事業、②助成・協働事業、③普及啓発・国際交流事業、④調査研究・資料収集事業

#### 2. 職務内容

当協会の常勤理事は、法令及び定款の定めにより、理事会を構成して業務を執行する業務執行理事としての役割を負っています。理事会により、専務理事に選定された場合の職務は次のとおりです。

①定款等の規定に基づき、専務理事（業務執行理事）として、会長・理事長（代表理事）を補佐するとともに、業務を分担します。

②業務執行理事として、業務処理状況全般を常に掌握し、法人としての運営方針を立案するとともに、定款及び評議員会・理事会の決議に基づき、業務執行に当たります。

#### 3. 必要な資格、経験等

(1) 中立性・公正性を確保した職務遂行ができる高い倫理観を有すること。

(2) 業務執行理事として、関係機関等との連携を図りながら事業推進することができる能力・経験を有していること。

(3) 財務（資産運用・予算・決算）に関する経験又は知識を有し、当協会の経営・運営の推進を図る能力を有していること。

(4) 花とみどりに関する深い造詣と十分な知見を有し、当協会の理念を継承する各種事業の推

進に、熱意をもって先導的役割を發揮することができること。

- (5) 心身共に健康で、令和3年4月1日現在で65歳未満であること。
- (6) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでのいずれにも該当しないこと。(下記【参考】を参照)

## 5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会（大阪市鶴見区）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めは無。  
(参考：職員の勤務時間は9：15～17：30)
- (4) 報酬：「評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関する規程」による。  
(参考：現行1,140万円)
- (5) 手当・福利厚生：通勤費、健康保険、厚生年金 適用

## 6. その他

### (1) 役員任期

令和3年度定時評議員会（6月24日）終結後から令和5年度定時評議員会終結の時まで（再任の場合あり）

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号のイ、ロ、ハ及びニの理事等の欠格事由。

イ. 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ. この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）